

KENTEN^{建展} 旧建築現場アップグレードフェア

建築・建設現場 生産性向上フェア

6.11^木 ▶ 12^金 10:00~17:00
インテックス大阪
(大阪市住之江区南港北1-5-102)

出展の
ご案内

主催：一般社団法人日本建築材料協会、日本経済新聞社、テレビ大阪(順不同)
共催：大阪建築金物卸商協同組合 運営：テレビ大阪エクスプロ

働きやすい環境と生産性の向上を目指して



安心して快適な現場環境と生産性の向上を目指して



建築・建設業界の大きな課題である「人手不足」。関西エリアにおいても2025年に開催される「大阪・関西万博」や「IRの誘致」、「うめきた2期地区」の再開発を含む各鉄道会社の延伸事業などの案件が続き、関西エリアにおいても人手不足に関する課題はさらに深刻化することが予想されます。この課題を解決するためのフェアとしてKENTEN内で開催していました「建築現場アップグレードフェア」を「建築・建設現場生産性向上フェア」と名称も新たに、出展対象、来場対象を拡大して開催します。従来までの建材、建築・建設資材はもちろん、建設機器やサービス、建機、重機、測量・調査機器、i-Constructionなどを対象としてビジネスの場を創出することで、建設・建築・測量業界の現場環境改善ならびに、課題解決の一翼を担うべく開催致します。

出展対象

 **建築・建設資材**
足場、仮設トイレ、養生材 ほか

 **建設機械**
建機・重機、クレーン、アタッチメント、ドローン ほか

 **ソフト・サービス**
CAD、CIM、BIM ほか

 **業務効率改善**
AI/IoT/5G/
システム/ツール
業務効率改善ソフト、現場管理、
施工管理、タスク管理 ほか

 **保護具・作業補助具**
ヘルメット、保護めがね、
安全靴、安全帯 ほか

 **建築機器**
スケール、現場サイン ほか

 **作業用ロボット**

 **建設技術(工法)**

来場対象

『官庁・自治体』

『建設業』

『測量業』『レンタル・商社・代理店』

『コンサルタント』

『情報通信・IT』

『検査・メンテナンス』

『道路・高速道路・鉄道』

『設計』

同時開催展

KENTEN^{建展}

西日本最大級の建築材料住宅設備総合見本市。
ハウスメーカーやデベロッパー、ゼネコン関係者が来場します。

防犯防災総合展

CRIME AND DISASTER PREVENTION

西日本最大級の防犯防災に特化した展示見本市。
行政、自治体関係者が来場します。

インフラ長寿命化^{フェア}

社会インフラの整備をテーマとしたフェアを開催。
官公庁やインフラ整備関係者が来場します。

開催概要

名称 建築・建設現場生産性向上フェア
会期 2020年6月11日(木)・12日(金)
会場 インテックス大阪
(〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-5-102)

入場料金 無料(登録制)

目標来場者数 22,000人



特色

専門セミナーを多数開講

i-ConstructionやNETISに関連するセミナー、女性の技能労働者を対象としたセミナーなど多彩なプログラムを開催予定。

屋外展示エリアを整備

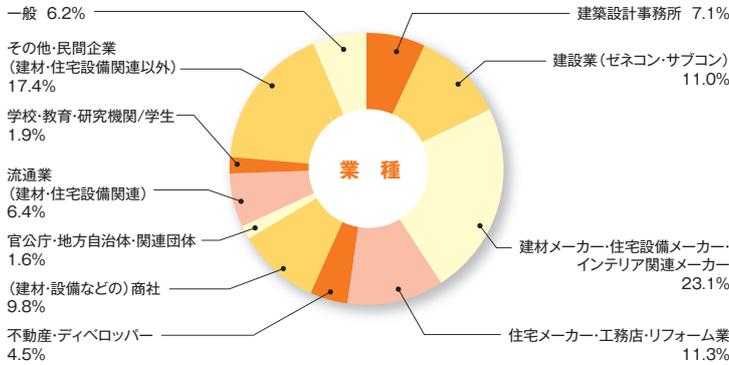
実機の試乗、デモンストレーションを行える屋外展示スペースを整備することで、体感型のイベントを目指します。

強い発信力とネットワーク

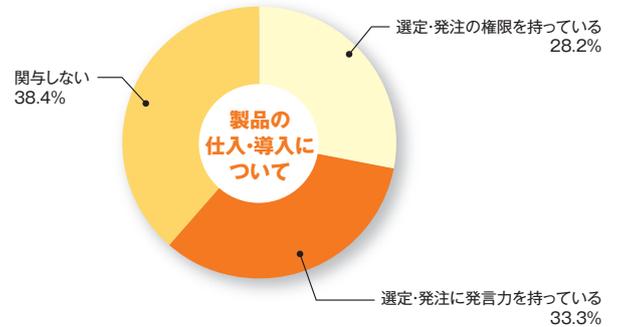
主催であるテレビ大阪のTVCMや一般紙、専門紙を活用したPRを幅広く実施することで、多くの来場誘致が期待できます。また現場の生産性向上をテーマとした展示会は西日本初開催となり、注目度の高い展示会となる広報告知活動を実施致します。

来場者アンケートより

幅広い業種が来場！



決裁権者が多数！



出展効果を高める広告プラン

プレゼンテーションステージ

出展者様による製品・技術のPRや導入事例の紹介などを発表するプレゼンテーションを行えるセミナー会場をご用意します。ブース内だけでは訴求出来ない製品やサービスの特徴や導入事例などをご紹介します。HPや会場配布マップ等に内容、貴社名の掲出が可能です。

展示会招待状広告

100,000部(予定)印刷の招待状に貴社情報を掲出することで、来場予定者に貴社PRが可能です。また、当日のブースへの来場促進が期待できます。

会場マップ広告

会場配布するガイドマップに掲出する広告を募集します。来場者の半数以上が手にする資料に掲出することでブースへの来場アップを望めます。

HPバナー広告

貴社商材HPへの誘導ならびにブース訪問者数促進のため、公式サイトへ掲出するバナー広告を受け付けています。事前事後のPRにご活用ください。

その他協賛メニュー

会場内サンプリング、会場外でのPRなど貴社の商材に合わせた様々なPRを提案致します。事務局までご連絡ください。



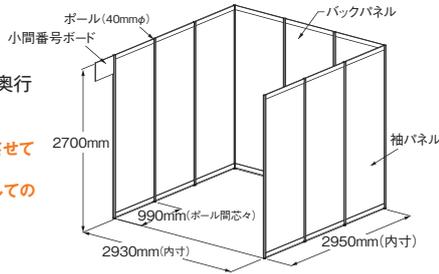
出展申込要項

出展料金 300,000円 + 消費税/小間
 (基礎パネル・小間番号ボードのみ付属)
 ※カーペットなどその他備品は付属しません。

小間形態

小間の大きさ：間口 約3m×奥行 約3m×高さ 2.7m(約9m)

※小間の位置は主催者にて決定させていただきます。
 小間の場所(角小間等)を指定しての申込みはできません。



パッケージブースのご案内

パッケージブース(セット装飾)とオプションパーツ(展示台、照明、各種レンタル備品)を組み合わせることにより出展形態および出展製品に合わせた独自の小間装飾を行うことができます。

	1小間	2小間
バンチカーペット	※色選択可	※色選択可
システムバラベット(300mm幅)	有	有
社名板(ゴシック体・黒文字)	※1枚	※1枚
受付カウンター900×450mm	※1台	※1台
パイプイス	※1脚	※1脚
アームスポットライト100W	※3灯	※6灯
コンセント500W迄	※1箇所	※1箇所

金額

1小間 **60,000円 + 消費税**

2小間 **95,000円 + 消費税**

※3小間以上の場合は、事務局までお問い合わせください。

1 次側電気幹線工事費1kW迄 ※パッケージ分以外の電気器具を追加した場合は別途幹線工事が発生します。

その他協賛

会場内サンプリング、スカイプラザでのPR、会場内協賛など出展効果を高める協賛も受付致します。PRに関するご質問等ありましたら、事務局までお問い合わせください。

屋外展示エリア

実際に建機や重機を動かすことが出来るエリアを会場隣接屋外スペースにご用意致します。詳細はお問い合わせください。

割引プラン

通常 **300,000円 + 消費税/小間**

継続/会員割引

[継続割引適用条件] KENTEN2019 出展企業様が KENTEN2020 に引き続き出展の際適用されます。
[会員割引適用条件] 一般社団法人日本建築材料協会・大阪建築金物卸商協同組合の会員に適用されます。
 ※継続割引と会員割引の併用はできません。

割引率

5%

285,000円
+ 消費税/小間

ご注意 割引について継続割引と会員割引の併用はできません。最大割引は早期と継続、または早期と会員の10%までとします。

申込方法

- ①最終ページの出展申込書にご記入、ご捺印の上、右記のKENTEN事務局宛にメールまたはFAXでお申込みください。
- ②出展申込書の「出展分野」には必ず1カ所のみチェックを入れてください。
- ③出展内容が本展開催趣旨・目的に沿わない場合は、出展をお断りすることがあります。(※詳細は事務局にお問合せください)
- ④申込出展者以外に共同出展する企業を表記する場合は、出展申込書の「共同出展者」欄に必ずチェックを入れてください。

※申込小間数は1小間を単位とします。 ※角小間を条件とした申込みはできません。
 ※会場の運営上、1小間あたり9mを基本として、特殊寸法になることがあります。

申込締切日

2020年3月13日(金) ※ただし、満小間になり次第締切ります。

申込書提出先/お問合せ先

建築材料・住宅設備総合展 KENTEN事務局

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15 (株)テレビ大阪エクスプロイン
 TEL:06-6944-9916 FAX:06-6944-9912

E-mail: kenten@tvoe.co.jp

出展申込みの取消(キャンセル)

出展者の都合により、やむなく出展の取消、もしくは申込み内容の変更を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局に提出し、取消には右記の出展取消料をお支払いください。

2020年2月1日(土)~3月13日(金)
 出展取消料……請求金額の10%

2020年3月14日(土)~3月31日(火)
 出展取消料……請求金額の50%

2020年4月1日(水)以降の場合
 出展取消料……請求金額の100%

スケジュール

出展申込締切



2020年
3月13日(金)

出展準備要項 会場図面発表



2020年
4月上旬予定

出展業務 手続き



2020年
4月中旬より順次

展示会場 搬入・装飾



2020年6月9日(火)
~10日(水)

開催~閉会



2020年6月11日(木)
~12日(金) (2日開催)

搬出・撤去



2020年6月12日(金)
午後5時~即日撤去

出展規約

【1.規約の履行】

出展者（以下「出展者」といい、その役員・従業員、関係者、代理店、施工・運営を委託する者などを含む）は「建築材料・住宅設備総合展 KENTEN」以下「本展示会」というに出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）および「出展細則・提出書類」（出展申込者に対して後日配布）の記載内容（これらを総称して以下「本展規約等」という。【7.展示に関するルールの概要】に一部記載されています）を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含む）を問わず出展申し込みの拒否、出展の取消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。また出展者から事前に支払われた費用の返還には応じません。その他、出展取消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者の損害も補償しません。さらに出展者は出展の取消しによって主催者またはその関係者に生じた損害を賠償するものとします。

【2.出展にあたっての諸注意】

- 1.出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また主催者は出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適するかどうかを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には出展申し込み受付の保留または出展をお断りする場合があります。
＜出展申し込み受付の保留または出展をお断りする事例＞
 - ・「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請があった場合」
 - ・「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」
 - ・「出展者が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）やプライバシーを侵害していると判断される場合」
 - ・「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」
 - ・「出展者が自法的整理手続きの申し立て、あるいは申し立てを受けている場合」
 - ・「出展者が【10.反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」
 - ・「その他、出展が著しく不相当と判断される場合」
- 2.出展申込の正式受理後、（本展示会の搬入期間・開催期間を含む）でも、出展者が本展規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
- 3.疫病などでWHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3.出展申し込みおよび出展料金の支払い】

- 3-1.出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書は主催者が受領し、出展審査を経た時点をもって正式な出展申込受理とします。なお「会社案内」に「製品カタログ」など別途添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りする権利を持ちます。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しませんので、出展者はコピーなどをお手元に保管するものとします。
- 3-2. (1) 申込書の内容に基づき、主催者である株式会社テレビ大阪エクスプロより請求書をご担当者様に送付させていただきますので、下表の締切日までに出品料をお振込みください。
 - (2) 振込手数料は出展者にてご負担願います。
 - (3) 振込先口座は請求書をご参照ください。
 - (4) 連絡なく振込期日までに出品料の入金確認が出来ない場合、出展申込は自動的に取消しとなります。取消された企業も、2020年●月●日以降は本規定に基づいたキャンセル料が発生します。
 - (5) 新規申込者および海外出展者については、出品料の入金確認後に出品受理となります。
 - (6) 申込締切日以降の申込み企業については、申込み時点で出展契約が成立したと見なし、万が一キャンセルした場合、本規定に基づいたキャンセル料が発生します。

【振込期日】

1. 国内出展者（KENTENに出展実績のある申込者）	申込受理日が1日～20日の場合	申込受理月の翌月10日
	申込受理日が21日～月末の場合	申込受理月の翌月20日
2. 国内出展者（KENTENに出展実績のない新規申込者）		請求書発行日から10営業日以内
3. 海外出展者		請求書発行日から10営業日以内

【4.出展取消】

- 4-1.出展申込受理後の出展取消し・解約は認められません。出展者の事情により、出展のすべてまたは一部の取消し・解約をする場合、出展者は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、規定の出展取消料を主催者に支払わなければなりません。
- 4-2.出展取消料
 - 2020年2月1日（土）～3月13日（金）＝請求金額の10%
 - 2020年3月14日（土）～3月31日（火）＝請求金額の50%
 - 2020年4月1日（水）以降の場合＝請求金額の100%
- 4-3.出展取消料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求することがあります。

【5.展示スペースの割り当て】

- 5-1.展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。
- 5-2.出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があってもその全部または一部を他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 5-3.主催者は、会場ならびに所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令や出展キャンセルなどがあった場合、小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6.各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

【7.展示に関するルールの概要】

- 7-1.出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。その関連・関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、自社小間内でそれらの社名などの掲出ができません。また近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- 7-2.出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出をし、許可を得なければなりません。
- 7-3.装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- 7-4.出展者は、通路など自社小間以外で展示・宣伝・営業行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- 7-5.出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他の出展者や来場者の迷惑となる行為を行ってはいけません。実演などが他の出展者や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、大阪市条例の中で危険物と見なされるものは危険物として届けられるものとします。
- 7-6.出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 7-7.本展示会会期中および会期後に他の出展者や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などの申し入れを行う権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
- 7-8.本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
- 7-9.出展者は主催者に届け出た後、自社ブースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。

【8.個人情報の取り扱い】

- 8-1.出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は必ず「個人情報」の情報主体から「同意」を取らなければなりません。
- 8-2.出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。
- 8-3.出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。
- 8-4.出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、両者で協議して当該紛争の解決にあたるものとし、かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9.損害賠償責任】

- 9-1.主催者はいかなる理由においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会Webサイトを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。
- 9-2.出展者は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
- 9-3.出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決・処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとします。万が一、主催者に紛争に関連する損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。
- 9-4.主催者は、天災地変、疫病、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者の損害は補償しません。

【10.反社会的勢力の排除】

- 出展者もしくはその主要な株主や出資者、あるいは出展者が本展示会出展のために契約する者（施工を委託する者を含むが、それに限らない）は、現に反社会的勢力（以下の①～⑧に掲げる者および団体をいう）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。
- ①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
 - ②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いましもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
 - ③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにその構成員
 - ④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人
 - ⑤暴力、威力、脅迫的言辭および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
 - ⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」という）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する者または団体
 - ⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
 - ⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

【11.その他】

- 11-1.本展規約等に関連して生じる一切の紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
- 11-2.主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。
- 11-3.本申込書の記載内容は、DM/パンフレットなどの作成時に参考にします。また、請求書の発行をはじめ、展示会事務局からの各種連絡、本展示会の関連広告のご案内に使用します。
- 11-4.主催者が開催する展示会に関するご案内の送付などに使用する場合がございまして、あらかじめご了承ください。

